

令和4年（ネ）第287号

大垣警察市民監視国家賠償等請求控訴事件

## 代理人陳述要旨(1)

名古屋高等裁判所 御中

(民事第2部)

2022年8月31日

控訴人兼被控訴人（第一審原告）ら訴訟代理人

弁護士 山田 秀樹

他

1 本件は、岐阜県大垣市の住民4人が原告となって、公安警察に個人情報を収集・保有・利用・第三者提供されたのは憲法違反であると主張し、岐阜県（岐阜県警）に対して国家賠償請求を、岐阜県と国（警察庁）に対して保有している個人情報の抹消請求を行っている事案である。

第1審の岐阜地方裁判所は、原告らの国家賠償請求のうち、大垣署警備課の職員が民間事業者（シーテック社）に対して原告らの個人情報を提供した行為の違法性を認め、被告県に対して原告ら全員にそれぞれ55万円の損害賠償を認めた。しかし、公安警察が原告らの個人情報を収集・保有している行為の違法性は認めず、また、被告県と被告国に対する個人情報抹消請求については請求が特定されていないとして却下をしたため、これらの点を不服として原告らが控訴を申立てたものである。

2 本件情報交換とは何であったのか。

岐阜県大垣市上石津町内において、シーテック社が風力発電施設の建設計画を進めていたところ、地元住民たちによって風力発電の勉強会が実施されるようになった。このような動きを受けて、シーテック社内に地域対応グループ・大垣駐在所が作られた。その翌月、大垣署警備課からの働きかけによって、シーテック社との情報交換が始められ、大垣署から原告らの個人情報提供され、それに刺激されたシーテック社が原告らの個人情報を収集し、さらに情報交換が重ねられていった。

このとき、大垣署は刑事事件の捜査をしていた訳ではない。

情報交換は、風力発電施設建設計画を進めるために、シーテック社の便宜を図るために行われたのか。確かに、そのような一面があるが、大垣署が提供した情報は正確性に欠けるものであったり、予断や偏見を与えるような評価が加えられたり、情報が小出しにされていたりする。必ずしもシーテック社のための情報提供とは言い難い面がある。

では、何のための情報交換であったのか。それは、大垣署による情報収集活動の一環であり、公安警察の情報収集のための協力者づくりであったというべきである。この点、原判決も、「大垣警察がシーテック社に対して本件情報交換を持ち掛けた主たる目的は、本件風力発電事業に関する原告らの動向等の情報を収集することにより、原告ら及びぎふコラボが連携して本件風力発電事業に反対する市民運動を展開する可能性があるか否かを把握することにあつた」と認定し、本件情報交換が大垣署の情報収集であったことを認めている。

公安警察は、情報収集の「手足」ともいうべき協力者を作るために絶えず工作を行っているのであり、本件によってその一端が明らかになったのである。従って、本件情報交換は、公安警察による情報収集の協力者づくりに他ならず、この点が直視されるべきである。

### 3 情報交換の目的は不当である。

原判決によれば、大垣署の情報交換の目的は、「原告ら及びぎふコラボが連携して本件風力発電事業に反対する市民運動を展開する可能性があるか否かを把握することあった」とされている。

ところで市民運動とは、自己の主義・主張を広く社会に訴えかけるための取り組みであり、表現の自由の行使に他ならない。表現の自由が、憲法上、特別に優越的な地位にあることはあまたの学説・判例が指摘するところである。また、原告らがこれまでに関わってきた市民運動は極めて平穏なものであり、「公共の安全と秩序の維持」を害するようなものではありえなかった。

警察は、警察法によって組織される公的機関であり、その根拠は憲法に由来する。警察法2条1項にいう「公共の安全と秩序の維持」とは、単に警察活動の要請が優先するといったものではなく、憲法上の人権保障の要請との関係で、それぞれ応分の比重に従って、調和のとれた状態を意味する。これは警察比例の原則にも通ずるところである。憲法的秩序の下における「公共の安全と秩序の維持」とは、常に警察活動の要請が優先するというわけではないのである。従って、「市民運動を展開する可能性」があるからと言って、情報収集を行う目的が正当化されるものではない。そうであるにも関わらず、原判決が「市民運動を展開する可能性」を目的として認めているのは、これは、市民運動に対する偏見にもとづくものであって、極めて不当である。市民運動に対する正しい評価がなされるべきである。

警察には、泥棒や暴力から、国民の生命・身体・財産を守るという市民生活の日常的安全のために、誰もが一応その活動を期待する警察である市民警察と、政治支配体制、つまり上下の支配秩序を維持するために行動する公安警察がある。警備公安警察とも呼ばれることがあるが、警備公安警察は、政治権力者や支配者の利益のために、反対勢力や民主勢力を抑圧規制し、政治的な取り締まりによって、たえず国民の思想・表現の自由あるいはもろもろの民主的権利・自由を侵害する可能性の高い警察である政治警察の役割を最も強く表現しているとされて

いる。そして、警備公安警察は、具体的な犯罪の発生またはその危険がないにもかかわらず、常に思想調査・動向調査等によって国民を政治的に監視するという特徴を多くもっているところから、予防警察としての側面を強くもっている。「公安警察は、集会・結社・集団行動などの政治的な表現活動を危険視して、これを事前に取り締まる傾向を強くもっている。」とも評価されている。

「市民運動を展開する可能性」などということによって、個人情報収集・保有すること、すなわち国民監視をすることが正当化されてはならない。

以上